

島根県警察本部

印 外 節 九 ○ 印
平成十五年七月八日

(六曜日)

△休止印

四 次

道路の交換に際する規制の一部改正

印 譲

平成十五年五月十六日付島根県警察印外第十七印

1

戸田町イ501番地先

小野保健福祉センター東側三

差路

押ボタン式

県 報

根

改正する。

平成15年7月8日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部松江市

市の項目

△休止印

島根県公安委員会告示第73号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように

を

足郡の項目中

場	所	種類	摘要	要
日原町大字枕瀬549番地先	枕瀬橋西詰交差点	定期周期式		

に改める。

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の益田警察署の部益田市

の項目に次のように加える。

場	所	種類	摘要	要
戸田町イ501番地先	小野保健福祉センター東側三	定期周期式		

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項目中

場	所	種類	摘要	要
日原町大字枕瀬549番地先	枕瀬橋西詰交差点	定期周期式		

に改める。

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項目中

を

△休止印

島根県公安委員会告示第30号

道路の交通に関する規制の一部を次のように

を

足郡の項目中

場	所	種類	摘要	要
日原町大字枕瀬549番地7先	枕瀬橋西詰交差点	プログラム多段式		

を

に改める。

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項目中

警察署

を

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
大庭町422番地20号先 団原三差路から八束郡東出雲町大字出雲郷1652番地先出雲郷大橋西詰交差点までの間の市道团原大草線(1900m) 及び町道出雲郷大庭線(1900m)	3,800 メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等 （路線バス及びマイクロバスを除く。）	午前7時から午後9時まで		

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の浜田警察署の部浜田市の項目

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
長沢町486の33番地先 三差路の北詰	200 メートル	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車（2t以下のものを除く。）	終日	北進禁止	

を

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
長沢町486の33番地先 三差路北詰から長沢町475の1番地先 三差路西詰までの間の市道浜田89号線	200 メートル	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車（2t以下のものを除く。）	終日		

を

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	時	摘要
長沢町486の33番地先 三差路北詰から長沢町475の1番地先 三差路西詰までの間の市道浜田89号線	200 メートル	大型乗用自動車、大型貨物自動車等及び普通貨物自動車（2t以下のものを除く。）	終日		

を

に改める。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
東茶町6番地2先 橋北詰交差点から 番地先 三差路までの間の国道431号の南側車線	東行	390 メートル	車両 終日		
東茶町6番地2先 橋北詰交差点から 番地先 三差路までの間の国道431号の北側車線	西行	390 メートル	車両 終日		

を削る。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の益田警察署の部益田市の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
有明町2番9号先から 町2番10号先 三差路までの間の市道吉田北線	西行	60 メートル	車両 (2輪・軽 く。車両を除 く。)	午前7時 30分から 午前9時 まで。午後 5時から 午後7時 まで。	土曜・日 曜・祝日 を除く。
有明町2番9号先から 番地先 同町2番10号先三差路までの間の市 道吉田北線	西行	30 メートル	車両 (2輪・軽 く。車両を除 く。)	午前9時 30分から 午後7時 まで。	

に改める。

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町703番地先 扇町交差点の北詰	南進車両の 右折西行	車両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午後 9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町971番地13先 市道 今市54号西 入口交差点	北進車両の 右折東行	大型自動車	終日	

を

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

今市町971番地13先 市道 今市54号西 入口交差点	南進車両の 左折東行	大型自動車	終 日	
--------------------------------	---------------	-------	-----	--

場 所	横 断 步 道 設 置 數	摘 要
上乃木10丁目地内 県立プール入口	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横 断 步 道 設 置 數	摘 要
宍道町大字東来特2014番地先 久戸橋西詰交差点	1	
島根町大字加賀346番地先 加賀公民館前交差点	1	

を

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横 断 步 道 設 置 數	摘 要
宍道町大字東来特2100番地1先 久戸橋南西詰交差点	2	
島根町大字加賀346番地先 加賀公民館東側新橋東詰三差路	1	

を

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横 断 步 道 設 置 數	摘 要
坂本町23番地9先 坂本交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要	横断歩道設置数	摘要
宍道町大字東来寺1995番地1先 北側交差点	2			
宇賀荘町115番地1先 宇賀荘駐在所北方約100m先三差路	2		4	
宇賀荘町1093番地先 千代富橋北方約400m先三差路	1		1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の安来警察署の部能義郡の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字母里239番地5先 永進橋東三差路	1	

を

場所	横断歩道設置数	摘要	横断歩道設置数	摘要
平野町552番地1先 出雲ドーム北交差点	4			
武志町734番地1先 交差点	2			
今市町927番地1先 鑑町入口交差点	2			

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字母里296番地先 永新橋東方40メートル地点の交差点	1	

に改める。

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の出雲警察署の部出雲市の項中

(5) 平成15年7月8日

県警

署

大島町629番地1先 大島中橋北詰交差点	1	
神西沖町2485番地4先 県立出雲養護学校駐車場前	1	
今市町971番地13先 交差点	1	
西園町4349番地29先 北方交差点	1	
西園町4349番地6先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	1	
西園町2655番地先 妙見橋東詰右岸堤防道路交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の大社警察署の部(綾川郡)の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字鷲浦1247番地2先	1	
大社町大字北荒木370番地先	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の大田警察署の部(綾川郡)の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
邑智町大字柏瀬192番地先 交差点	2	
邑智町大字浜原270番地1先 東方三差路	1	
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の浜田警察署の部(浜田市)の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
田町90番地先 鏡山大橋北詰交差点	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の大田警察署の部(大田市)の項に次のように加える。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
下種町1199番地13先	1	
津和野警察署の部鹿足郡の項中		

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
日原町大字左鎧地内 万瀬大橋東詰交差点	2	
津和野町大字森村地内 津和野大橋南詰交差点	1	
津和野町大字森村ハ29番地先	1	
日原町大字枕瀬566番地1先 三差路	2	
津和野町大字山下222番地1先 三差路		

に改める。

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
東生馬町509番地12先 東生馬交差点から 薩摩町309番地先 高専前バス停までの間の南側歩道	700 メートル	片側

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
玉湯町大字湯町1番地2先 千石トンネル西側50m地点から 乃白町791番地先 島根県消防学校南交差点までの間の県道浜乃木湯町線	2,000 メートル	両側
宍道町大字東来待2100番地1先 久戸橋南西詰交差点から 宍道町大字上來待25番地先 上來待小学校西方旧道バイパス合流三差路南東側120m地点までの間の北東側歩道	760 メートル	片側

警察署

島根町大字野波地内 日御崎神社前から 島根町大字加賀地内 松木橋北詰三差路までの間の南側歩道	3,300 メートル	片 側
島根町大字加賀地内 加賀小学校バス停前から 島根町大字加 賀地内 向田橋南西詰までの間の北側歩道	1,000 メートル	片 側

別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の安来警察署の部安来市の項目中

場 所	区間距離	摘 要
宇賀荘町91番地1先 千代富橋東詰交差点から同町665番地5 先 北方三差路までの間の主要地方道安来伯太日南線の東側歩 道(400メートル) 及び県道布部安来線の西側歩道(950メート ル)	1,350 メートル	片 側

場 所	区間距離	摘 要
宇賀荘町22番地西方主要地方道上から、宇賀荘町624番地東方 新御堂三差路までの間的主要地方道安来伯太日南線の東側歩道 (1,205m) 及び県道布部安来線の北側歩道(950m)	2,155 メートル	片 側

を改める。

別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の掛合警察署の部飯石郡の項目中

場 所	区間距離	摘 要
三刀屋町大字乙加宮2421番地先 裏原トンネル北口(広島起点 138.735km)から同町大字殿河内929番地先(広島起点140.78km) までの間の国道54号線の西側歩道	2,045 メートル	片 側

場 所	区間距離	摘 要
三刀屋町大字乙加宮2421番地先 裏原トンネル北口(広島起点 138.735km)から同町大字殿河内929番地先(広島起点140.78km) までの間の国道54号線の西側歩道	3,085 メートル	片 側
頓原町大字花栗6番地先(広島起点113.15キロメートル)から 頓原町大字花栗252番地北方約500m(広島起点115.55キロメー トル)までの間の国道54号線の東側歩道	2,400 メートル	片 側

場 所	区間距離	摘 要
三刀屋町大字乙加宮1212番地12先 鍋山橋南詰から 三刀屋町 大字乙加宮1300番地1先 三刀屋衛生社前三差路までの間の県 道三刀屋佐田線の東側歩道	500 メートル	片 側

に改め、同項に次のように加える。

場 所	区間距離	摘 要
三刀屋町大字乙加宮1212番地12先 鍋山橋南詰から 三刀屋町 大字乙加宮1300番地1先 三刀屋衛生社前三差路までの間の県 道三刀屋佐田線の東側歩道	500 メートル	片 側

別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の出雲警察署の部出雲市の中

場 所	区間距離	摘 要
今市町703番地先 扇町交差点から同町155番地先 出雲市役所 前交差点までの間的主要地方道出雲市停車場線	400 メートル	両 側

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項目				
場所	区間距離	摘要	要	
今市町982番地1先 JR出雲市駅北口交差点から今市町155番地先 出雲市役所前交差点までの間の主要地方道出雲市停車場線	640 メートル	両側		
を改める。				
別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の川本警察署の部邑智郡の項目				
場所	区間距離	摘要	要	
邑智町大字浜原270番地1先から 同町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点までの間の国道375号の西側歩道	2,100 メートル	片側		
を				
場所	区間距離	摘要	要	
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路から 同町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点までの間の国道375号の西側歩道	2,760 メートル	片側		
を				
に改め、同項に次のように加える。				
場所	区間距離	摘要	要	
邑智町大字柏瀬80番地2先 南東交差点から 同町大字柏瀬192番地先 交差点までの間の国道375号線の南側歩道	230 メートル	片側		
を				
場所	区間距離	摘要	要	
柿木村大字下須625番地2先 司部橋南詰から 柿木村大字下須54番地先までの間の国道187号線の西側歩道	3,000 メートル	片側		
を				
柿木村大字下須679番地2先 司部橋南詰から 柿木村大字下須54番地先までの間の国道187号線の西側歩道	280 メートル	片側		
を				
日本原町大字枕瀬566番地1先 三差路から 同町大字枕瀬554番地7先 JR日原駅北側入口三差路までの間の国道9号の東側歩道	280 メートル	片側		
を				

津和野町大字山下854番地先 南方約100メートル地点から 同
町大字中川405番地先 木部中学校南方約200メートル地点まで 同
の間の主要地方道津和野田万川線の西側歩道
に改め、同項に次のように加える。

場所	所	区間距離	摘要	要
六日市町大字抜月159番地先	新抜月橋南詰三差路から 六日市町大字七日市499番地5先	七日市駐在所前交差点までの間 ×メートル	200 片 側	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)
六日市町大字七日市478番地1先までの間の国道187号線の南側歩道	六日市町大字七日市498番地先	七日市大橋西詰から 六日市町大字七日市478番地1先までの間の国道187号線の南側歩道 ×メートル	180 片 側	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)
別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の松江警察署の部松江市・八束郡の項目				

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要	区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
野原町555番地1先 本庄中学校入口三差路東方50m地点から手角町485番地5先までの間の国道431号		車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)		40キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)	野原町555番地6先 本庄中学校入口三差路東方50m地点から手角町485番地5先までの間の国道431号	40キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)	終 日	2,500 メートル	
手角町58番地先から 美保関町大字下宇部尾872番地4先 町民体育館北方三差路までの間の国道431号		車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)		40キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)	手角町485番地5先から 手角町58番地先までの間の国道431号	50キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))	終 日	1,000 メートル	
手角町485番地5先から 手角町58番地先までの間の国道431号		車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))		50キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))	美保関町大字下宇部尾903番地6先から 美保関町大字下宇部尾133番地6先までの間の国道431号	40キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)	終 日	750 メートル	
美保関町大字森山22番地1先から 美保関町大字森山地内 境水道大橋第1橋脚(島根県側)と第2橋脚(鳥取県側)の中央までの間の国道431号		車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)		40キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引②(③)を除く。)	美保関町大字下宇部尾872番地4先 町民体育館北方三差路から 美保関町大字下宇部尾903番地6先までの間の国道431号	50キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))	終 日	6,700 メートル	
美保関町大字下宇部尾872番地4先 町民体育館北方三差路から 美保関町大字下宇部尾903番地6先までの間の国道431号		車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))		50キロ メートル	車 緊急自動(車、原付、けん引①(②(③)を除く。))					1,000 メートル	

を

に改める。
別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）
の松江警察署の部八束郡の項中

美保関町大字下宇部尾133番地6 先から 美保関町大字森山22番地 1先までの間の国道431号	50キロ メートル	車両 緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②③を除く)。	終日 メートル	1,100
---	--------------	---	------------	-------

玉湯町大字湯町1番地2先 千石 トンネル西側50m地点から 松江 市乃白町791番地先 島根県消防 学校南交差点までの間の県道浜乃 木湯町線	50キロ メートル	車両 緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②③を除く)。	終日 メートル	2,000
--	--------------	---	------------	-------

に改める。
別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）
の安来警察署の部安来市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
鹿島町大字佐陀本郷679番地先 本郷橋北詰交差点から 同町大字 古浦38番地1先 までの間の町道	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) (③を除く)。	終日 メートル	2,200	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
安来町地内 城谷橋東詰交差点か ら宇賀荘町1086番地先 までの間 の主要地方道安来伯太日南線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②③を除く)。	終日 メートル	3,200	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
鹿島町大字佐陀本郷679番地先 本郷橋北詰交差点から 鹿島町大 字古浦602番地7先 島道大野魚 瀬恵曇線交差点までの間の町道	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) (③を除く)。	終日 メートル	2,300	

宇賀荘町1086番地先 から清井町 343番地先までの間の主要地方道 安来伯太日南線	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) (③を除く)。	終日 メートル	800	
安来市清井町331番地4先 宇賀 荘大橋東詰交差点から能義郡伯太 町大字西母里543番地先 市場尻 橋西詰交差点までの間の主要地方 道安来伯太日南線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②③を除く)。	終日 メートル	4,160	

を

玉湯町大字湯町1番地2先 千石
トンネル西側50m地点から 玉湯
町大字湯町44番地4先 東方30m
地点までの間の県道浜乃木湯町線

玉湯町大字湯町1番地2先 千石 トンネル西側50m地点から 玉湯 町大字湯町44番地4先 東方30m 地点までの間の県道浜乃木湯町線	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) (③を除く)。	終日 メートル	450
---	--------------	---	------------	-----

を

警察署

署

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
安来町741番地1先 城谷橋東詰 交差点から 能義郡伯太町大字西 母里543番地先 市場尻橋西詰交 差点までの間の主要地方道安来伯 太日南線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②③を除く)。	終 日 メートル	8,160	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)
の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
芦渡町1653番地1先 交差点から 芦渡町1236番地1先 地点までの 間の市道	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 (③)を除く)。	終 日 メートル	1,000	
芦渡町1236番地1先 から下古志 町1728番地2先 南西約500メー トル地点までの間の市道	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 (③)を除く)。	終 日 メートル	400	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
邑智町大字湯抱353番地3先から 同町大字柏瀬192番地先 北東約 40m地点の間の国道375号線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 (③)を除く)。	終 日 メートル	3,790	
邑智町大字上川戸272番地1先 上川戸交差点から大和村大字潮村 16番地7先 信喜橋東詰までの間 の国道375号線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 (③)を除く)。	終 日 メートル	3,060	

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)
の川本警察署の部邑智郡の項中

に改め、同項に次のように加える。

警察部

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
邑智町大字柏瀬192番地先 約40m地点から 同町大字浜原270番地1先 東方三差路までの間の国道375号線	北東 50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	1,140	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の浜田警察署の部浜田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
佐野町1324番地5先 佐野小学校前交差点から 同町イ673番地先までの間の主要地方道浜田八重可部線	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	800	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
旭町大字市木2272番地1先 郡境から 同町大字市木2487番地先 早水交差点西詰までの間の主要地方道浜田八重可部線	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	1,380	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
佐野町イ324番地5先 校前交差点から 佐野町665番地3先までの間の主要地方道浜田八重可部線	50キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①)(②)(③)を除く。)	終日 メートル	1,500	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の浜田警察署の部那賀郡の項中

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
旭町大字市木2487番地先 差点西詰から 旭町大字市木3877番地先 市木橋南詰までの間の主要地方道浜田八重可部線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(②)(③)を除く。)	終日 メートル	2,520	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

警

點

時

間

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田津和野バイパス 入口三差路から同町大字後田錦橋 西詰までの間の主要地方道萩津和 野線	30キロ メートル	自動車	終日	700 メートル	
津和野町大字寺田142番地先 鉄 砲町踏切道から同町大字鷲原1632 番地先鷲原橋北詰三差路までの間 の主要地方道萩津和野線	30キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引③を除 く。)	終日	3,800 メートル	
津和野町大字後田142番地先 鉄 砲町踏切道から同町大字寺田1031の 3番地先 北方約50メートル地点 までの間の町道鉄砲丁耕田線	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引② を除く。)	終日	2,200 メートル	
柿木村大字下須4番地先から 柿 木村大字柿木53番地8先までの 間の国道187号線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引① を除く。)	終日	3,000 メートル	

に改める。

別表第9(法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための

右側部分はみ出し通行禁止場所)の松江警察署の郡松江市・八束郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
柿木村大字下須1360の1番地先か ら 同村大字柿木53番地8先まで の間の国道187号線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引② を除く。)	終日	6,500 メートル	

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
西川津町615の4番地先 筏無橋西方100m地点から 美 保関町大字下宇部尾527の11番地先 までの間の国道431 号線	11,000 メートル	終日	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田767番地1先 京都起点530.3キロメートルの国 道9号三差路から 津和野町大字 森村イ415番地先 三差路までの 間の主要地方道萩津和野線	30キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引③ を除く。)	終日	2,200 メートル	

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
美保関町大字下宇部尾460番地先から 美保関町大字森 山535番地8先 までの間の国道431号線	4,150 メートル	終日	

根 棟 照

場所	区間距離	禁止日時	摘要
坂本町23番地9先 坂本交差点から 美保関町大字森山 535番地8先までの間の国道431号	14,100 メートル	終 日	

西川津町612番地1先 笠無橋西方100m地点から 坂本町23番地9先 坂本交差点までの間の市道坂本西持田線

1,800 メートル 終 日

場所	区間距離	禁止日時	摘要
佐野町4324番地5先 佐野小学校前交差点から 佐野町665番地3先までの間	1,500 メートル	終 日	

場所	区間距離	禁止日時	摘要
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項目			

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町675番地6先 国道9号松江道路下り側道京都起点326.0キロメートル東方20メートル地点の交差点			

竹矢町847番地1先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.9キロメートル東方30メートル地点の三差路

南詰・北詰

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町1261番地2先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.7キロメートル地点の三差路			

北詰

を

場所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字柏原67番地先 邑智高校教員住宅前から 大和村大字潮村16番地7先 信喜橋東詰までの間の国道375号線	6,820 メートル	終 日	

場所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字柏原67番地先 邑智高校教員住宅前から 大和村大字潮村16番地7先 信喜橋東詰までの間の国道375号線	6,820 メートル	終 日	

に改める。

別表第9(法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所)の浜田警察署の部浜田市の項目に次のように加える。

を

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町675番地6先 国道9号松江道路下り側道京都起点326.0キロメートル東方20メートル地点の三差路			

竹矢町847番地1先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.9キロメートル東方30メートル地点の交差点

南詰・北詰

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町1261番地2先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.7キロメートル地点の三差路			

北詰

を

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町675番地6先 国道9号松江道路下り側道京都起点326.0キロメートル東方20メートル地点の三差路			

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町847番地1先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.9キロメートル東方30メートル地点の交差点			

に改める。

別表第9(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部八束郡の項目に次のように加える。

場所	区間距離	禁止日時	摘要
竹矢町1261番地2先 国道9号松江道路下り側道京都起点325.7キロメートル地点の交差点			

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
宍道町大字上采待125番地先 来待小学校西方旧道バイパス合流三差路	東詰	
宍道町大字東采待1995番地1先 北側交差点	北東詰・南西詰	
宍道町大字東采待2100番地1先 久戸橋南北詰交差点	南東詰	
島根町大字加賀346番地先 加賀公民館東側新橋東詰三差路	西詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部安来市の項目に次のように加える。		
場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
宇賀荘町115番地1先 宇賀荘駅在所北方約100m先三差路	東詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の掛合警察署の部安来市の項目に次のように加える。		
場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
掛合町大字波多141番地先 地主尻橋北詰三差路	南詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部飯石郡の項目に次のように加える。		
場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
伯太町大字母里239番地5先 永進橋東三差路	北	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部出雲市の項目に次のように加える。		
場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
武志町189番地先 一畑電鉄川跡駅西交差点	南・北	
今市町927の1番地先 三差路	西詰	
西園町919番地10先 交差点	南詰・北詰	

を

時

時

を

西園町3396番地47 前交差点

北詰・南詰

東詰・西詰

北詰・南詰

摘要

指定場所に進行して
きた車両等が停止す
べきときの方向

浜町57番地先 南西交差点

北詰

武志町734番地1先 交差点

北詰・南詰

浜町57番地先 井原橋北詰交差点

北詰・南詰

今市町927番地1先 鑑町入口交差点

西詰

浜町57番地先 北方約100メートル地点交差点

西詰

西園町972番地2先 嶺屋ふれあい会館西方交差点

東詰

浜町12番地6先 北方約30メートル地点三差路

北詰

西園町3396番地47先 北方交差点

西詰

浜町57番地先 西南西約150メートル地点交差点

北詰・南詰

に改め、

場 所 指定場所に進行して
べきときの方向 摘要

西園町3522番地19先 北側交差点

東詰

浜町57番地先 北西約200メートル地点交差点

北詰・南詰

を削り、同項に次のように加える。

場 所 指定場所に進行して
べきときの方向 摘要

今市町1870番地24先 交差点

北詰

西園町4349番地6先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点

北詰・南詰

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の大社警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所 指定場所に進行して
べきときの方向 摘要

大社町大字遙堪450番地1先 遥堪郵便局前三差路

東詰

東神西町880番地7先 交差点

西詰

照

印

印

大社町大字遙堪771番地3先 南側交差点	南 詰	
大社町大字入南1521番地2先 北側三差路	東 詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。		
署の部邑智郡の項に次のように加える。		
場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
鳥井町鳥越132番地1先 東方50メートル地点の交差点	東 詰	
鳥井町鳥越130番地11先 三差路	東 詰	
鳥井町鳥越173番地1先 東方50メートル地点の三差路	西 詰	
鳥井町鳥越173番地1先 三差路	北 詰	
久手町波根西1952番地3先 交差点	南詰・北詰	
大代町大家286番地4先 南方約70メートル地点の三差路	北 詰	
大代町大家1675番地先 南方約50メートル地点の交差点	北詰・南詰	
大代町大家1503番地5先 北側三差路	北 詰	
久手町刺鹿2300番地先 北方50メートル地点の三差路	南 詰	

鳥井町鳥井723番地5先 北側三差路	南 詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。		
署の部浜田市の項に次のように加える。		
場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
邑智町大字柏瀬192番地先 交差点	北東詰・南西詰	
邑智町大字浜原270番地1先 東方三差路	西 詰	
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路	北東詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。		
場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
日脚町204番地2先 三差路	南 詰	
田町90番地先 鏡山大橋北詰交差点	東詰・西詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。		

場所	摘要	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向
弥栄村大字三里1323番地7先 三里橋北方交差点	東 <small>ひがし</small>	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の益田警察署の部益田市の項中

場所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	島根県立石見高等看護学院先三差 路

八

に改める。	<p>昭和町20番15号 島根県立石見高等看護学院先三差路</p> <p>場所</p> <p>北詣</p>	<p>摘要</p> <p>摘要</p> <p>摘要</p>
<p>日本へ向かって、この べきときの方向</p> <p>た車両等が停止す</p>		

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項中			
場所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要	
日原町大字枕瀬566の2番地先 三差路	東		
日原町大字枕瀬549番地先 三差路	東		

24

場所	摘要 指定場所に進行して べきときの方向
日原町大字枕瀬566番地1先 三差路	東詰
日原町大字枕瀬554番地7先 JR日原駅北側入口三差路	東詰
に改める。	
別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。	
場所	対象車両 禁止日時 区間距離 摘要
今市町931番地16先前から 今市町927番地 8先 西側約27メートル地点までの間の主 要地方道出雲市停車場線	車両 (桟内の客 待ちタク シーを除く。) 午後9時 から午前 2時まで 27 メートル
今市町931番地16先前から 今市町927番地 8先 西側約27メートル地点までの間の主 要地方道出雲市停車場線	車両 (二輪のも のを除く。) 午前2時 から午後 9時まで 27 メートル
今市町930番地1先前から 今市町931番地 1先 東側約25メートル地点までの間の主 要地方道出雲市停車場線	車両 (桟内の客 待ちタク シーを除く。) 午後9時 から午前 2時まで 25 メートル
今市町930番地1先前から 今市町931番地 1先 東側約25メートル地点までの間の主 要地方道出雲市停車場線	車両 (二輪のも のを除く。) 午前2時 から午後 9時まで 25 メートル

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

邑智町大字柏淵67番地先　邑智高校教員住宅前から　同町大字柏淵192番地先　北東方約40m地点までの間の国道315線

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田　津和野バイパス入口三差路から　同町大字後田錦橋西詰までの間 の県道萩津和野線	車両 (二輪のもの) (のを除く。)	終日	700 メートル	
津和野町大字鷲原イ632番地先　鷲原橋北詰三差路から　同町大字寺田1031の3番地先 北方50メートル地点までの間の主要地方道萩津和野線（3,800メートル）及び町道鉄砲丁耕田線（2,200メートル）	車両 (二輪のもの) (のを除く。)	終日	6,000 メートル	

を

に改める。

別表第22（法第4条第1項、第2項及び第50条第2項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分（停止禁止部分）として区画する場所）の

を削る。

別表第22（法第4条第1項、第2項及び第50条第2項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分（停止禁止部分）として区画する場所）の

川本警察署の部邑智郡の項中

場所	摘要
石見町大字矢上938番地2先　江津市外7町村消防組合川本消防署石見出張所前	平成15年5月16日付島根県公安委員会告示第50号

を削る。

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
津和野町大字寺田767番地1先　京都起点530.3キロメートルの国道9号三差路から津和野町大字高峯558番地9先　三差路までの間の主要地方道萩津和野線	車両 (二輪のもの) (のを除く。)	終日	4,800 メートル	
津和野町大字後田イ36番地先　錦橋西詰三差路から　津和野町大字寺田1031番地2先　北方約150メートル地点までの間の町道鉄砲丁耕田線	車両 (二輪のもの) (のを除く。)	終日	2,200 メートル	

を

に改める。

別表第4条第1項、第2項及び第50条第2項の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分（停止禁止部分）として区画する場所）の

に改め、同項に次のように加える。

坂本町23番地9先　坂本交差点

場所	自転車横断帯設置数	摘要
坂本町23番地9先　坂本交差点	3	

警察署

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
上乃木10丁目地内 県立プール入口	1	

を

場所	自転車横断帯設置数	摘要
宍道町大字上采待125番地先 采待小学校西方旧道バイパス合流三差路	1	

に改める。

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
伯太町大字母里296番地先 「永新橋」東方40メートル地点の交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
宍道町大字東采待2100番地1先 久戸橋南西詰交差点	2	
宍道町大字東采待2100番地1先 北側交差点	2	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部能義郡の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
宇賀荘町115番地1先 宇賀荘駐在所北方約100m先三差路	1	
宇賀荘町1093番地先 千代富橋北方約400m先三差路	1	
平野町552番地1先 出雲ドーム北交差点	4	
白枝町1261番地1先 井原橋北詰交差点	3	
武志町734番地1先 交差点	1	
今市町971番地13先 交差点	1	
今市町927番地1先 鑑町入口交差点	1	
今市町703番地先 扇町交差点	4	

島根

西園町4349番地 6 先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	1	
西園町2655番地先 妙見橋東詰右岸堤防道路交差点	1	
別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。		
場 所	自転車横断帯設置数	摘要
邑智町大字柏瀬192番地先 交差点	2	
邑智町大字浜原270番地 1 先 東方三差路	1	
邑智町大字久保165番地 2 先 北東方三差路	1	
別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。		
場 所	自転車横断帯設置数	摘要
津和野町大字山下362番地 3 先 三差路	1	
津和野町大字山下222番地 1 先 三差路	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。			
場所	自転車横断帯設置数	摘要	
邑智町大字柏原192番地先 交差点	2		
邑智町大字浜原270番地1先 東方三差路	1		
邑智町大字久保165番地2先 北東方三差路	1		

西園町4349番地 6 先 妙見橋西詰左岸堤防道路交差点	1	
西園町2655番地先 妙見橋東詰右岸堤防道路交差点	1	
別表第26(法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所)の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。		
場 所	自転車横断帶 設 置 數	摘 要
邑智町大字柏淵192番地先 交差点	2	
邑智町大字浜原270番地 1 先 東方三差路	1	
邑智町大字久保165番地 2 先 北東方三差路	1	
別表第26(法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所)の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。		
場 所	自転車横断帶 設 置 數	摘 要
津和野町大字山下362番地 3 先 三差路	1	
津和野町大字山下222番地 1 先 三差路	1	

Page 1

日原町大字左鎧2557番地
先大魚トソネル西方約300
メートルから同町大字左
鎧2557番地先 大魚トソ
ネル 東方約300メートル
までの間の国道187号

場 所
日原町大字左鎧2557番地
先大魚トソネル西方約300
メートルから同町大字左
鎧2557番地先 大魚トソ
ネル東方約300メートル
までの間の国道187号

平成十五年五月十六日付け島根県報号外第七七号中に誤りがあつたので次のように訂正

正誤

111

上

場所

日原町大字日原38番地先
日原大橋東詰交差点南方
約200メートルから同町
大字枕瀬橋西詰交差点ま
での間の国道187号

場所

日原町大字日原38番地先
日原大橋東詰交差点南方
約200メートルから同町
大字枕瀬554番地7先
枕瀬橋西詰交差点までの
間の国道187号

平成15年7月8日

島根県報

号外第90号 (24)

平成十五年七月八日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円

(送料共)